

「ポイント制度」について

1 ポイント制度の目的

会員の皆様がシルバー人材センターの事業・運営に積極的に参加していただくことを目的とする。

2 ポイント制度の内容

(1) 組織活動 (1ポイント)

- ア 定時総会
- イ センター主催の講習会・研修会、安全標語募集
- ウ ボランティア清掃

(2) 新会員紹介

- ア 新会員紹介 (入会しない) (1ポイント)
- イ 新会員入会 (3ポイント)

(3) 会員事業 (1ポイント)

親睦旅行、グラウンド・ゴルフ大会、ウォーキングなど

(4) Smile to Smile の新規加入 (2ポイント)

3 ポイントの対象期間

ポイントの対象期間は4月1日～翌年3月31日までの1年間とします。
翌年度へのポイントの繰り越しはできません。

4 ポイント交換方法

(1) ポイントは年度末で集計します。

5ポイントで嵐山町地域通貨 (共通商品券500円) 1枚、
10ポイントで嵐山町地域通貨 (共通商品券500円) 2枚と事務局で交換できます。

(2) ポイント管理は事務局で行います。(ポイントカードは発行しません。)

5 導入時期

令和7年4月1日